

修正箇所のみ抜粋（R8. 5. 21）

杵築市水道事業経営戦略（案）

【計画期間】

令和 5 年度～令和 1 6 年度



（令和 5 年 3 月 策 定）

（令和 8 年 9 月中間見直し）

杵築市上下水道課

今回の見直しでは、令和8年度予算額を基礎として、近年の物価高騰等の社会情勢 → 社会経済情勢を勘案し、物価上昇を見込むべき費用や人件費の上昇率を考慮した上で、将来の財政計画を策定し、料金改定の必要性を検証しました。

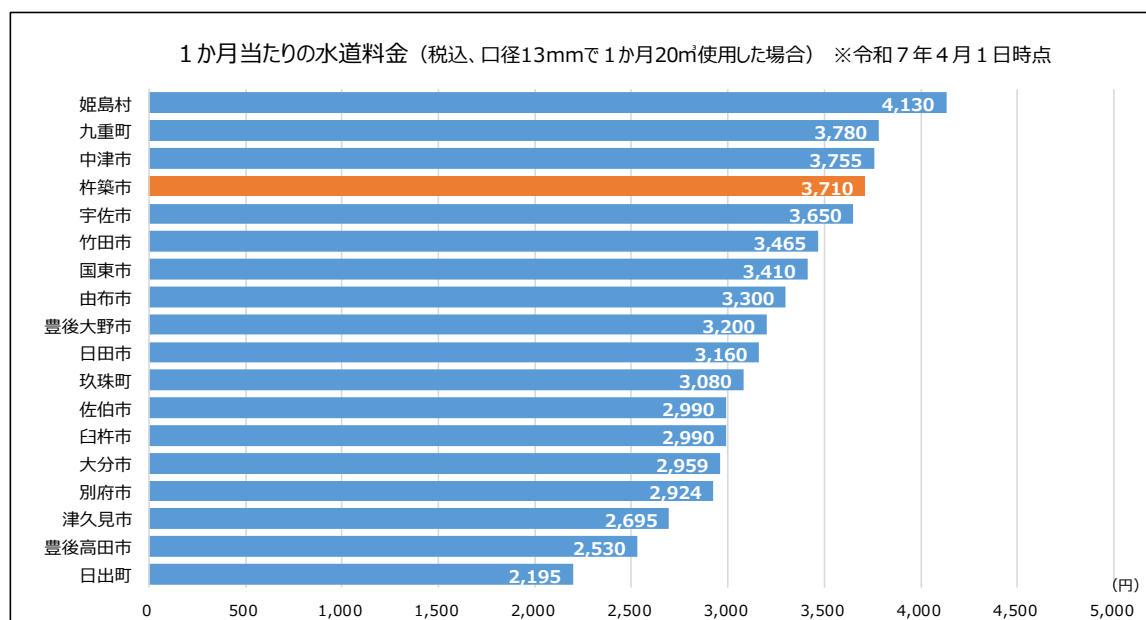
検証の結果、物価上昇率について、これまでの設定（おおむね0.3%）よりも高い値で設定（2.0%）したこと等に伴い、策定時よりも各年度における純利益が減少（又は赤字化）することとなりましたが、経営戦略の最終年度である令和16年度の資金残高は2億円を維持しており、経営戦略で定める目標の一つは達成できる試算となりました。

今回、水道料金が適正であるかを検証するにあたり、公益社団法人日本水道協会が作成した「水道料金算定要領」及び「水道料金改定業務の手引き」に基づき、総括原価方式を用いた試算をしました。総括原価方式は、公営企業会計の料金算定に推奨されている方式で、多くの公営企業会計が採用しており、今回の算定期間における総括原価の試算では、水道料金を24.2%引き上げる改定が必要であるとの結果になりました。

しかしながら、改定率24.2%の料金改定では、物価高騰が続く中において利用者への負担が大きくなりすぎることに、また、本市の水道料金の水準が県内でも上位に位置する状況であることから、今回の見直しでは、各年度の決算において収支均衡（計画期間中における累計純損益がプラス）となるように、令和9年度と令和13年度にそれぞれ13%の引き上げを行うことになりました。

今後も、安定的な経営に資するよう、4年ごとに料金水準が適正であるかの検証を行っていきます。

＜県内の水道料金の状況＞



第4章 投資・財政計画（収支計画）

1. 経営目標の見直し

本市水道事業では、将来にわたり持続可能な事業運営を目指し、老朽化が進む施設や管路の更新・耐震化に取り組んでいます。そのためには、安定した収入を確保するとともに、管路や施設の更新を計画的に実施することで事業費の平準化を図る必要があります。

給水人口や使用水量の減少により事業収益が減少する中で、令和5年度から本格化した浄水場の改修事業には多額の費用を要することや、令和2年度に7つの簡易水道事業を水道事業に統合したことに伴う減価償却費の発生により今後の経営見通しが非常に厳しいことから、令和5年に平均13%の料金値上げを行いましたが、その後、料金改定を行わない場合、令和8年度以降の純損益は赤字で推移し、令和14年度には資金が枯渇する可能性がある、大変厳しい経営見通しとなっていました。

このため、3つの経営目標を設定し、経営目標のすべてが達成できる見込みとなるように、投資・財政計画を策定したところです。

今回、見直しを行うにあたり、目標②に定めていた『累積欠損金なし』については、目標①に定める『毎年の利益の確保』により達成されていくものであり、本市水道事業が現在抱えている累積欠損金が、浄水場更新事業の方針転換により不用となった実施設計等に伴う経費を特別損失として一括処理したことによるものであり、本来であれば取得資産の一部となり耐用年数に応じて減価償却費に計上され、毎年度均等に費用化されていれば現在のような多額の累積欠損金を抱えることはなかった性質のものであることを踏まえ、従来の目標②については目標①に統合し、新たに『企業債残高の圧縮』を目標に定め、投資額に対する企業債残高の適正化を図ることで経営の健全化を目指します。

また、目標①に定める『毎年の利益の確保』については、企業経営を行う上で、毎年の黒字化は最低限クリアすべき目標ではありますが、人口減少が進み定期的な料金改定を行わなければ収益が確保できない状況や昨今の物価高騰の影響もあり、度重なる料金改定が使用者への過度の負担となることが明白であること、また、本市の水道料金の水準が県内でも上位に位置する状況であることから、従来設定していた『必要な事業の資金を確保するため、毎年の利益を確保します』という目標を、『計画期間中の累計純損益の黒字化』に改め、計画期間中における最低限の黒字化の達成を目標とすることで、**使用者の負担軽減と経営の健全化の両立を図る**こととします。



使用者の急激な負担増とならないように配慮しながら経営の健全化を目指す